

中小路整形リハビリクリニック (介護予防)通所リハビリテーション 運営規程

第1条

医療法人理心会が開設する中小路整形リハビリクリニックが実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条（事業の目的）

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

第3条（運営の方針）

1. 中小路整形リハビリクリニックが実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
2. 指定通所リハビリテーション等の実施に当っては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
3. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 医療法人社団理心会 中小路整形リハビリクリニック

所在地：東京都板橋区坂下 2-11-11 蓮根マンション 1階 102号室

電話：03-5918-9951 FAX:03-5918-9954

介護保険指定事業者番号 1311933134

管理者：中小路 拓

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ・ 医師（管理者） 1 人 （常勤1名）
医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。
- ・ 従事者
理学療法士 常勤1名 以上
従事者は、計画に基づきリハビリテーション等を提供する。

第6条（営業日及び営業時間）

1. 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 9:00～19:00

土曜日 9:00～12:30

2. 休日は次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日および国民の休日

(3) 年末年始(12月30日から1月3日まで)

(4) 夏季休暇 (8月15、16日と日曜祝日を含む5日間)

(5) その他理心会が必要と認め指定した休日

3. サービス提供時間帯

水 1単位 9:30-11:30 2単位 13:00-15:00 3単位 15:00-17:00

第7条（指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員）

事業所の1日の利用定員は、1単位16名、2単位16名、3単位16名の計48名とする。

第8条（指定通所リハビリテーション等の内容）

指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

1. (介護予防) 通所リハビリテーション

2. 送迎サービス

(送迎の範囲について)

利用者の送迎について、第11条の実施地域を基本として利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とする。運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

指定通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作に関する訓練
- ⑥ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練

第9条（施設利用に当たっての留意事項）

利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

第10条（サービス提供に当たっての留意事項）

サービスの利用に当たって、体調不良等によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

第 11 条（通常の事業の実施地域）

通常の実施地域は、板橋区坂下、蓮根、西台、高島平地域とする。

第 12 条（利用料その他の費用の額）

1. 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その 1 割又は 2 割又は 3 割の額とする。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

第 13 条（事故発生時の対応）

1. 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。
2. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
3. 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 14 条（非常災害対策）

当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 15 条（苦情処理）

指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

第 16 条（その他運営に関する重要事項）

1. 従業員の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
2. 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

第 17 条（セクシュアルハラスメントの防止）

①職員は、他の職員等を業務遂行上の対等なパートナーと認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不必要な身体への接触
- (2) 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言
- (3) 性的および身体上の事柄に関する不必要な質問
- (4) プライバシーの侵害
- (5) 噂の流布
- (6) 交際・性的関係の強要
- (7) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- (8) 性的な言動への抗議または拒否等を行った職員等に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為

- (9) 性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
 - (10) その他、相手方および他の職員等に不快感を与える性的な言動
- ② 上司は、部下である職員がセクシュアルハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。
 - ③ セクシュアルハラスメントを受けた場合は、理心会に設置された相談窓口にご相談することができる。
 - ④ 前項の相談窓口における相談内容、事後の対応については、個人情報として取り扱うものとする。
 - ⑤ セクシュアルハラスメントに該当する行為を行った職員は理心会就業規則第53条から第55条に基づき懲戒を行う。

第18条（パワーハラスメントの防止）

① 職員は、他の職員等を業務遂行上の対等なパートナーと認め、職場における健全な秩序ならび

に協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはなら

ない。

- (1) 身体的暴力行為
- (2) 違法行為の強要
- (3) 人格を著しく傷つける発言
- (4) 人格を著しく傷つける噂の流布
- (5) 明らかに達成することが不可能な職務を一方的に与える行為
- (6) 合理的な理由なしに一定の期間仕事を与えない行為
- (7) 故意に必要な情報を与えない、連絡事項を伝えない等の行為を繰り返し、職務の遂

行を妨害

する行為

- (8) 発言を無視する等、職場内で孤立させる行為を繰り返し、精神的苦痛を与える行為
- (9) 業務上の必要性がないことを強制的に行わせる行為
- (10) その他、相手方および他の職員等に不快感を与える言動

② 上司は、部下である職員がパワーハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認す

る行為をしてはならない。

③ パワーハラスメントを受けた場合は、理心会に設置された相談窓口にご相談することができる。

④ 前項の相談窓口における相談内容、事後の対応については、個人情報として取り扱うものとする。

⑤ パワーハラスメントに該当する行為を行った職員は理心会就業規則第53条から第55条に基づき懲戒を行う。

第19条（虐待の防止のための措置に関する事項）

当事業所は虐待の防止のための対策として以下の取組を行うものとする。

- 1. 定期的な委員会の開催
- 2. 虐待の防止のための指針を整備する
- 3. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- 4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く

第 20 条（感染症対策の強化）

当事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を行うものとする

1. 委員会の定期的な開催
2. 指針の整備
3. 研修及び訓練（シミュレーション）の実施等

第 21 条（業務継続に向けた取組の強化）

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の取組を行うものとする。

1. 業務継続に向けた計画等の策定
2. 研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

第 22 条（認知症介護基礎研修の受講の義務づけ）

当事業所は認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることとする。

第 23 条（身体的拘束等の適正化の推進）

当事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は中小路整形リハビリクリニックが定めるものとする。

付則 この規程は平成 30 年 11 月 1 日施行する。

- | | |
|-----------------|------|
| 平成 31 年 1 月 4 日 | 一部改正 |
| 平成 31 年 5 月 1 日 | 一部改正 |
| 令和 2 年 3 月 1 日 | 一部改正 |
| 令和 3 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 令和 4 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 令和 4 年 8 月 24 日 | 一部改正 |
| 令和 6 年 6 月 1 日 | 一部改正 |